

序 計画の総論

1 地域福祉計画策定の背景

本市は、平成 16 年 3 月 1 日に、八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村の 7 町村の合併により誕生し、本年で 4 年目を迎えました。市域面積 1,030.79 k m²と岐阜県の総面積の約 1 割を占める広大な中山間地域です。

本市の平成 18 年 4 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者は 14,200 人で、高齢化率 29.1%と全国平均を大きく上回り、急速に高齢化が進行しています。また、平成 17 年の出生数は 343 人で、合計特殊出生率は 1.63 と、人口維持に必要な数値 2.08 を下回る結果となっています。

このまま少子・高齢化が進行すると、地域社会における担い手世代の減少による経済活力や地域生活力の衰退、ひいては集落機能の維持を困難にする場合も想定されます。

一方、地方分権の流れの中で国や県からの高齢者、障害者および児童福祉施策の権限移譲が市町村へ進む中で、サービス提供の窓口となる市町村の果たす役割は、地域住民のニーズに臨機応変に対応していくことが求められています。

本市においても、様々な行政分野の計画づくりや事業を進める過程において、市民と共に考え、行動することが不可欠となっています。

今後は、定住促進に向けた雇用の場の確保、子育て支援の充実、医療・保健サービスの強化、地域福祉の充実、バリアフリーの推進、生きがいつくりなど様々な角度からの対策が必要です。

行政から市民への分権を進め、市民の選択と責任に基づく市民協働のまちづくりをより一層推進することが求められています。

2 計画の目的

この計画は、昨年度策定された市総合計画および市健康福祉推進計画（第 1 次）との整合性を図りつつ、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった分野ごとの制度・施策やサービス・活動を住民の視点から整理・再構築することを目的としています。それらを横につなぐ新たな仕組みやサービス・活動などを、市民、地域、NPO、ボランティア団体、民間事業者、社会福祉協議会、行政などが協働することにより作り、共に支え合い助け合うことができる地域づくりをめざすものです。



3 計画の位置づけと特徴

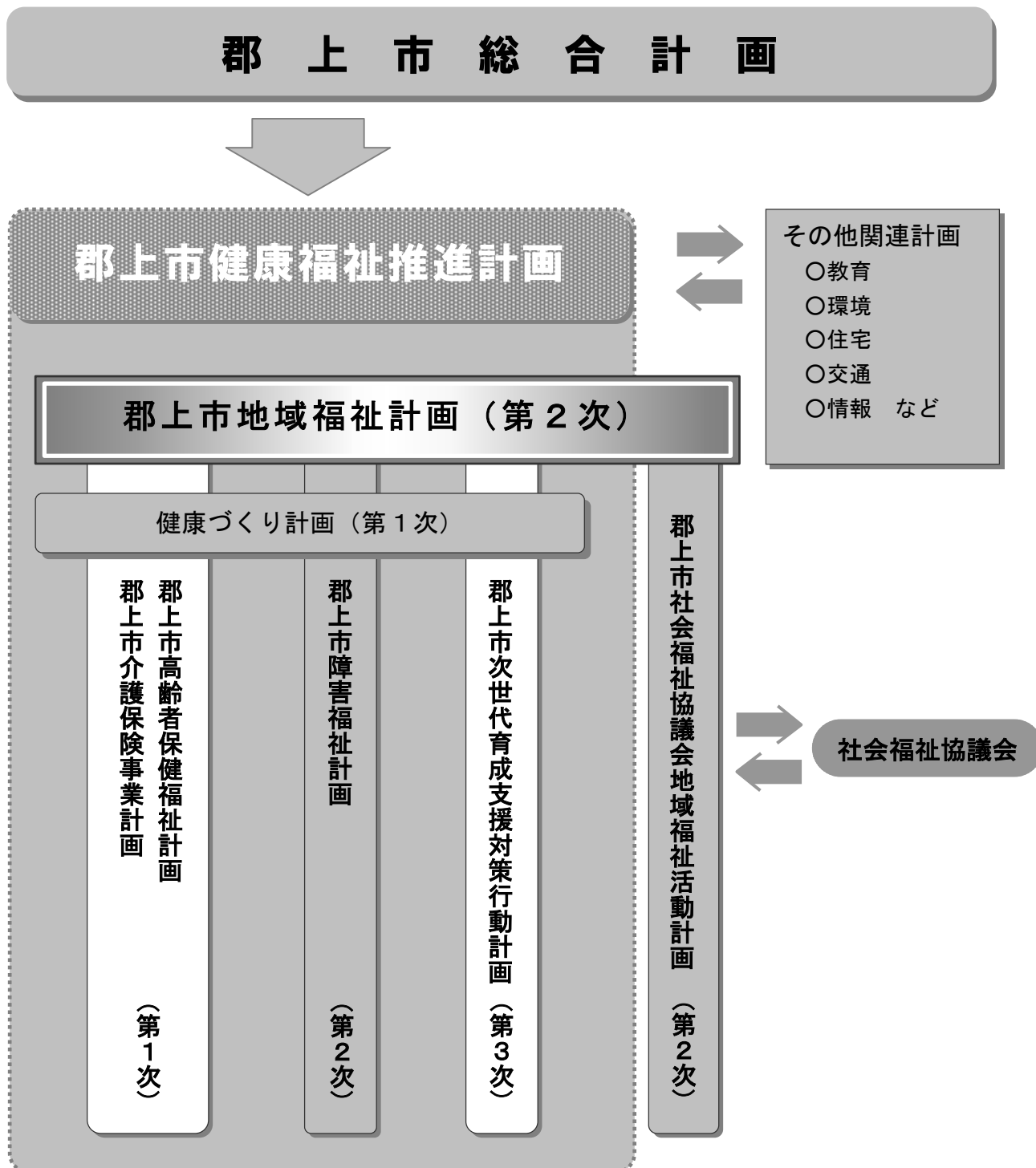
- 本計画は、市総合計画および健康福祉推進計画を上位計画とし、地域福祉の基本的な方向を定めた計画です。計画策定から実践、評価のすべての課程において市民参加を図ります。同時に市民、地域および市が協働して計画的な活動を行うための指針を明らかにする計画と位置づけます。
- 本計画は、平成 16 年度から市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携して策定を進めてきました。計画策定事務局を合同で設置して、市民へのグループインタビュー、実態把握調査の実施および既存資料の整理など行い課題抽出を行いました。また、市民参加の市民会議、策定委員会での計画の具体的内容の整理、地域懇談会の共同開催など通じて、地域における様々な課題を明確にして地域福祉計画と地域福祉活動計画を策定しました。
- 本計画および地域福祉活動計画の期間は、平成 19 年度（2007 年度）を初年度、平成 23 年度（2011 年度）が目標年度の 5 ヶ年とします。なお、毎年、事業評価を行いつつ、3 年目の平成 21 年度（2009 年度）に中間の見直しを行うものとします。

名称 \ 年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総合計画					○					
健康福祉推進計画			○		▲			○		▲
地域福祉計画 地域福祉活動計画				○		▲			○	
障害福祉計画			○						○	
健康づくり計画			○		▲			○		▲
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画				▲			▲			▲
次世代育成支援 対策行動計画					▲					▲

※ ○は中間見直し予定

地域福祉：高齢者や障害者、子どもといった対象ごとの福祉を考えるのではなく、自分たちが住んでいる地域の共通の課題（困りごと）を明確にして、市民、ボランティア、福祉事業者、行政などが横につながる新たな仕組みやサービスなどを開発し、導入する取り組み。

《健康福祉推進計画の位置付け》



4 計画の構成

この計画は、「序 計画の総論」「第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画」と「第2部 障害福祉計画」から構成されています。

序 計画の総論

「序 計画の総論」では、第1次健康福祉推進計画に基づき「地域福祉計画・地域福祉活動計画」「障害福祉計画」を含む第2次健康福祉推進計画の趣旨、位置づけなどを明確にします。



第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「序 計画の総論」を受け、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉などの対象者別の計画を網羅しつつ地域福祉を推進するための取り組みを示します。

第1章 地域福祉計画

健康福祉推進計画の基本理念、基本方針に基づいた地域福祉に関する基本的な方向性を提示します。地域福祉計画は、市が策定する行政計画です。

第2章 地域福祉活動計画

地域福祉に関する実施計画を提示するとともに、地域福祉活動計画での具体的施策、年次計画を示します。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する行動計画です。

第3章 計画の推進・評価体制

効率的に計画を推進していくための体制や、施策の評価体制を示します。

第2部 障害福祉計画

「障害福祉計画」では、「序 計画の総論」を受け、他の計画と関連性を含み、また、障害者基本法および障害者自立支援法に基づき障害者施策に関する基本計画を示します。

第1章 計画の序論

第2章 障害者（児）を取り巻く状況

第3章 基本構想

第4章 基本計画

第5章 数値目標

第6章 計画の推進

